

平成 23 年度

# 市 町 財 政 要 覧

福 井 県

## ～はじめに～

平成24年度の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要が下支えするなかで、夏場にかけて回復に向けた動きが見られましたが、その後は、世界経済の減速等を背景として景気は弱い動きとなりました。今後、政府の経済対策の効果や世界経済の緩やかな持ち直しへの期待から、再び景気回復へ向かうことが見込まれていますが、海外経済を巡る不確実性や為替市場の動向などの先行きリスクには十分に留意する必要があります。

また、地方財政が過去最大規模の財源不足の状況にある中で、平成24年度末の地方債残高は、昨年度に引き続き200兆円を超えると見込まれております。

さて、平成23年度の県内17市町における普通会計決算をみますと、歳入においては、地方税が増加した一方で、国の経済対策による安心・安全な学校づくり交付金や森林整備地域活動支援交付金事業等の減により国庫支出金や県支出金が減少したこと等から、前年度を下回りました。

また、歳出においても、子ども手当の給付増により扶助費が、平成23年5月の大雨被害により災害復旧事業費が増加した一方で、国の経済対策による耐震化事業の完了に伴う普通建設事業費の減少、財政調整基金等への積立金の減少等により、前年度を下回っています。

全体的な傾向として、経常収支比率の県内平均値は全国平均を下回っているものの、前年度よりも1.8ポイント悪化しており、依然として高い水準にあるほか、実質公債費比率の県内平均値につきましても、前年度から0.7ポイント改善してはいるものの、全国平均を2.2ポイント上回っており、財政構造の硬直化が続いていることから、今後も行財政改革の着実な推進により経常経費の圧縮を図っていく必要があります。

また、平成20年度決算から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行となり、健全化判断比率等の公表に加え、基準を超えた団体の財政健全化計画・財政再生計画の策定が義務づけられていますが、平成23年度決算においても、本県の市町で早期健全化基準以上となった団体はありません。

しかし、健全化判断比率等を基に、公営企業や地方公社・第3セクター等を含めた団体全体としての財政状況を的確に分析した上で、合併市町においては、合併のメリットを最大限に活かした効率的な行財政運営を、また、合併を選択しなかった市町においても、なお一層の行財政改革への努力が求められ、さらなる財政の健全化に取り組む必要があります。

本書は、平成23年度の県内17市町の普通会計、公営企業会計およびその他の事業会計の決算、税収、公共施設の状況等をまとめたものであり、地方行財政運営に携わる皆様に広く御活用いただき、今後の行財政運営に役立てていただくことを祈念します。

平成25年3月

福井県総務部市町振興課長

上 田 広 輝

# 目 次

第 一 編	平成 2 3 年度市町普通会計決算等の概要	
1.	決算規模について	1
2.	決算収支について	4
3.	歳入について	5
4.	歳出について	8
5.	財政運営指標について	12
6.	健全化判断比率・資金不足比率について	13
7.	一部事務組合等決算の状況	18
第 二 編	数字でみた市町の姿	
1.	市町別概要	19
2.	地域指定の状況	24
3.	主要財政指標累年比較	26
4.	歳入歳出伸び率	54
第 三 編	市町普通会計決算の状況	
1.	決算収支の状況	57
2.	繰越額等の状況	58
3.	歳入内訳	59
4.	歳出内訳（性質別）	66
5.	歳出内訳（目的別）	74
6.	普通建設事業費の状況	80
7.	公債費の状況	92
8.	債務負担行為の状況	94
9.	公営企業等に対する繰出し等の状況	95
10.	積立金現在高等の状況	101
11.	貸付金の状況	103
12.	投資および出資金の状況	104
13.	将来負担比率の状況	105
第 四 編	一部事務組合等普通会計決算の状況	
1.	決算収支の状況	107
2.	歳入内訳	108
3.	歳出内訳（性質別）	109
4.	歳出内訳（目的別）	110
第 五 編	市町村税	
1.	総括表	
(1)	平成 2 3 年度市町村税調定収入状況	111
(2)	平成 2 3 年度市町税の税率一覧	113
2.	市町村民税の調定収入状況	115
3.	固定資産税の調定収入状況	117
4.	その他普通税の調定収入状況	118
5.	目的税の調定収入状況	119
6.	旧法による税の調定収入状況	119
7.	国民健康保険税の調定収入状況	120
8.	国民健康保険税の税率および算定の状況等	121

第 六 編	地方交付税	
1.	総括	123
2.	市町別	124
第 七 編	公営企業会計決算の状況	
	公営企業会計決算の見方	125
1.	概要	127
2.	事業別経営の状況	131
3.	施設および業務概要	
	上水道事業	139
	簡易水道事業	141
	工業用水道事業	143
	ガス事業	143
	病院事業	144
	下水道事業	145
	観光施設事業	150
	港湾整備事業	151
	市場事業	151
	宅地造成事業	151
	駐車場整備事業	152
	介護サービス事業	153
	その他事業	154
4.	法適用企業の決算の状況	
	上水道事業	155
	工業用水道事業	163
	ガス事業	165
	病院事業	167
	下水道事業	171
	観光施設事業	173
	その他事業	175
5.	法非適用企業の決算の状況	
	簡易水道事業	177
	下水道事業	179
	港湾整備事業	185
	市場事業	185
	宅地造成事業	186
	駐車場整備事業	187
	介護サービス事業	188
6.	企業債現在高の状況	189

第 八 編	その他の事業会計決算の状況	
1.	国民健康保険事業	
(1)	事業勘定	191
(2)	直診勘定	196
2.	後期高齢者事業会計	
(1)	市町	198
(2)	広域連合	200
3.	介護保険事業	
(1)	保険事業勘定	201
(2)	介護サービス事業勘定	206
4.	収益事業	209
5.	交通災害共済事業	210
第 九 編	公共施設の状況	
1.	公共施設の状況	211
第 十 編	平成 23 年度の地方財政	
1.	平成 23 年度地方財政計画	223
2.	平成 23 年度地方債計画	223
3.	平成 23 年度県内市町の決算状況	223
資 料		
資料 1	「平成 23 年度地方財政計画の概要」	225
資料 2	「平成 23 年度地方債計画について」	235

## 市町財政要覧用語説明

1. 【普通会計】 市町における公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。
2. 【公営事業会計】 市町の経営する公営企業、収益事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業、公益質屋事業および公立大学付属病院事業に係る会計の総称
3. 【形式収支】  $\text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$
4. 【実質収支】  $\text{形式収支} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$   
当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越、繰越明許費繰越等の財源を控除した額。過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれる。
5. 【単年度収支】  $\text{当該年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支}$   
実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支
6. 【実質単年度収支】  $\text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額}$   
単年度収支に実質的な黒字要素（財政調整基金積立額および地方債繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金取崩額）を差し引いた額
7. 【一般財源】 用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。具体的には、普通税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金および地方交付税
8. 【一般財源等】 一般財源に、一般財源と同様に使用される財源を加算したもの
9. 【自主財源】 市町が自主的に収入しうる財源。具体的には地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金および諸収入
10. 【標準財政規模】  $\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税の額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$   
市町の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの

11. 【標準税収入額等】 地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法に定める方法により算定した収入見込額と各種交付金の収入見込額の合計

[平成19年度および平成20年度]

$$\left( \begin{array}{l} \text{市町民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額} \times 25\% \\ \text{特別とん譲与税収入額} \\ \text{地方道路譲与税収入額} \\ \text{石油ガス譲与税収入額} \\ \text{自動車重量譲与税収入額} \\ \text{航空機燃料譲与税収入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{収入額} \\ \text{児童手当特例交付金収入額} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \begin{array}{l} \text{特別とん譲与税収入額} \\ \text{地方道路譲与税収入額} \\ \text{石油ガス譲与税収入額} \\ \text{自動車重量譲与税収入額} \\ \text{航空機燃料譲与税収入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{収入額} \\ \text{児童手当特例交付金} \\ \text{収入額} \end{array}$$

[平成21年度]

$$\left( \begin{array}{l} \text{市町民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額} \times 25\% \\ \text{特別とん譲与税収入額} \\ \text{地方道路譲与税収入額} \\ \text{地方揮発油譲与税収入額} \\ \text{石油ガス譲与税収入額} \\ \text{自動車重量譲与税収入額} \\ \text{航空機燃料譲与税収入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{収入額} \\ \text{児童手当特例交付金収入額} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \begin{array}{l} \text{特別とん譲与税収入額} \\ \text{地方道路譲与税収入額} \\ \text{地方揮発油譲与税収入額} \\ \text{石油ガス譲与税収入額} \\ \text{自動車重量譲与税収入額} \\ \text{航空機燃料譲与税収入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{収入額} \\ \text{児童手当特例交付金} \\ \text{収入額} \end{array}$$

[平成22年度および平成23年度]

$$\left( \begin{array}{l} \text{市町民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額} \times 25\% \\ \text{特別とん譲与税収入額} \\ \text{石油ガス譲与税収入額} \\ \text{地方揮発油譲与税収入額} \\ \text{自動車重量譲与税収入額} \\ \text{航空機燃料譲与税収入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{収入額} \\ \text{児童手当及び子ども手当} \\ \text{特例交付金収入額} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \begin{array}{l} \text{特別とん譲与税収入額} \\ \text{石油ガス譲与税収入額} \\ \text{地方揮発油譲与税収入額} \\ \text{自動車重量譲与税収入額} \\ \text{航空機燃料譲与税収入額} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{収入額} \\ \text{児童手当及び子ども手当} \\ \text{特例交付金収入額} \end{array}$$

12. 【実質収支比率】 
$$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

13. 【一般財源比率】 
$$\frac{\text{一般財源額}}{\text{歳入総額}} \times 100$$

14. 【自主財源比率】 
$$\frac{\text{自主財源額}}{\text{歳入総額}} \times 100$$

15. 【財政力指数】 
$$\frac{\text{錯誤前の基準財政収入額}}{\text{錯誤前の基準財政需要額}}$$
 の値の当該年度を含む過去3か年平均

16. 【基準財政収入額】 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額  
住民税、自動車取得税交付金等の収入見込みの75/100、地方譲与税、交通安全対策特別交付金などで算定される。

17. 【基準財政需要額】 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が標準的な行政を行った場合の財政需要を算出した額

18. 【経常収支比率】 
$$\frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等収入額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

※ 平成12年度決算までは、分母の経常一般財源等収入額に減税補てん債、臨時財政対策債を加えないものを経常収支比率としていた。

19. 【経常経費充当一般財源等】 年々経常的に支出される経費に充当された経常一般財源等

20. 【経常一般財源等収入額】 地方財政法第4条の3に規定する一般財源の他に、使用料、手数料、財産収入等のうち、経常的に収入され、自由に使用される財源を加えた合計額

21. 【義務的経費比率】 
$$\frac{\text{人件費} + \text{扶助費} + \text{公債費}}{\text{歳出総額}} \times 100$$

22. 【投資的経費比率】 
$$\frac{\text{普通建設事業費} + \text{災害復旧事業費} + \text{失業対策事業費}}{\text{歳出総額}} \times 100$$



## 23. 【地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）】

### （1）概要

従来の「地方財政再建促進特別措置法」（再建法）では、市町の場合、実質赤字比率が20%を超えると財政再建団体になるという制度であったが、問題点として、

- ①早期是正・再生という観点からの分かりやすい情報の開示や、正確性を担保する手段が不十分であること
- ②再建団体の基準しかなく、早期是正の機能がないこと
- ③指標が普通会計の収支（フロー）のみであり、負債等（ストック）の財政状況に課題があっても補足されないこと
- ④公営企業についての早期是正機能がないこと

などが指摘されていた。

これを受け、平成19年6月22日に公布された健全化法では、

- ①フロー・ストックの財政指標を整備し、財政状況が健全な段階から、これを毎年度監査委員の審査に付した上で議会に報告し、住民に公表することを義務化して、情報開示の徹底の仕組みを設けること
- ②財政指標が一定程度悪化した場合には、自主的な改善努力が義務付けられる「財政の早期健全化」の段階に移行すること
- ③さらに財政状況が悪化した場合には、国等の関与による確実な再生を図る「財政の再生」の段階へ移行すること
- ④公営企業についても、従来の地方公営企業法の再建制度に替えて、公営企業の経営の健全化のスキームを設け、財政の早期健全化に準じた取り組みを行うこと

という再生制度が設けられた。

### （2）健全化判断比率・資金不足比率

健全化法の一部施行により各地方公共団体は、毎年度4つの健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することになった。

また、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することになった。

### （3）財政の早期健全化

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの指標は早期健全化基準未満とすることを目標として財政健全化計画を定め、公表するとともに、総務大臣・都道府県知事に報告しなければならない。

### （4）財政の再生

健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの指標は早期健全化基準未満とすること等を目標として財政再生計画を定め、公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、原則として地方債の発行が出来ないが、財政再生計画に同意を得た場合には、地方財政法第5条の規定にかかわらず総務大臣の許

可を受け、再生振替特例債を起こすことができる。

(5) 公営企業の経営健全化

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならない。

24. 【実質赤字比率】 一般会計等の赤字の深刻度を表す指標。  
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいう。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等：一般会計および特別会計のうち、法適用公営企業に係る特別会計、法非適用公営企業に係る特別会計および公営企業会計以外の公営事業に係る特別会計を除いた会計
- 一般会計等の実質赤字額：一般会計等における実質赤字額
- 実質赤字額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

25. 【連結実質赤字比率】 地方公共団体全体としての赤字の深刻度を表す指標。  
全会計を対象とした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率をいう。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ：一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ：一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

26. 【実質公債費比率】 実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合の前3年度の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は、議会の議決を経て定めた財政健全化計画等に各計上された事業の範囲内で許可されることとなる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

- A： 地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）  
B： 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）  
C： 元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源  
D： 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入公債費の額」）および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）  
E： 標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）

※ 実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金（上記A関連）

- ① 繰上償還を行ったもの
- ② 借換債を財源として償還を行ったもの
- ③ 満期一括償還方式の地方債の元金償還金
- ④ 利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

※ 「準元利償還金」（上記B関連）

- ① 満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額
- ② 公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金
- ③ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）
- ⑤ 一時借入金の利子

※ 元利償還金または準元利償還金に充てられる特定財源（上記C関連）

都市計画税は受益者負担金的性格が強く普遍的なものとして普通交付税算定上単位費用から特定財源として控除されていることから、実質公債費比率の算定上も特定財源として新規に控除することになった。

27. 【将来負担比率】 将来負担する可能性のある負債等の残高の程度を表す指標。  
 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいう。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A：将来負担額（イからチまでの合計）

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ：退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、その他の者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

B：充当可能基金額

イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

C：特定財源見込額

D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模

F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

28. 【資金不足比率】 公営企業の資金不足を料金収入の規模と比較して経営状況の深刻度を表す指標。  
 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率をいう。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額：

- ・法適用企業：（流動負債＋赤字地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ・法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延・事業繰越額＋赤字地方債現在高）－解消可能資金不足額

○解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○事業の規模：

- ・法適用企業：営業収益－受託工事収益の額
- ・法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額